

熊本県最低賃金額

643時間額円

平成22年11月5日から

熊本県 最低賃金

産業別最低賃金額

紡績業、ねん糸製造業、
織物業、靴下製造業

日額 **5,176**円

時間額 **647**円

平成12年12月25日から

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

時間額 **699**円

平成22年12月15日から

自動車・同附属品製造業、
船舶製造・修理業、
船用機関製造業

時間額 **749**円

平成22年12月15日から

百貨店、
総合スーパー

時間額 **696**円

平成22年12月15日から

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

《最低賃金に関するお問い合わせは》

熊本労働局労働基準部賃金室 TEL.096-355-3202 FAX.096-353-6621

各労働基準監督署

●熊本 TEL.096-362-7100
●八代 TEL.0965-32-3151

●玉名 TEL.0968-73-4411
●人吉 TEL.0966-22-5151

●天草 TEL.0969-23-2266
●菊池 TEL.0968-25-3136

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/>